

# 保護地域における森林開発と林業遺産

## その意義、保存の現状と課題

Forest Development and Forestry Heritage in Protected Areas:  
Its Meaning, Present State and Issue of Preservation

### 八巻一成

YAMAKI Kazushige

はじめに

- ① 保護地域とは何か
- ② 森林開発と林業遺産
- ③ 国立公園と森林鉄道

まとめ

#### 【論文要旨】

本研究の目的は、保護地域においてかつて行われた森林開発の持つ現代的意味について、保護地域における「保護」概念の検討、および保護地域に残る林業遺産の事例を通して明らかにすることである。そこで、日本の中核的な保護地域である国立公園を取り上げ、「保護」概念について世界的な視点を踏まえつつ検討した。つぎに、北海道の国立公園を事例として森林開発の歴史や林業遺産の現状を検討し、林業遺産が持つ意義や保存の現状と課題について考察した。その結果、日本の国立公園は、「生態学的プロセスの保護を目的とした自然性の高い地域」とともに、「長年にわたる人と自然との相互作用が形成した特徴の保護を目的とする地域」を対象としており、前者は原生的な自然環境、後者は文化的景観を保護対象としていると考えられた。国立公園ではかつて大規模な森林開発が行われた歴史があり、そうした森林開発によって形作られた森林景観は、文化的景観という側面を持っている。文化的景観は文化遺産としての価値を有しており、さらに当時の森林開発に関わる施設の遺構などは林業遺産としての価値を有していると考えられる。そこで、北海道の支笏洞爺国立公園、大雪山国立公園内に残る林業遺産のうち、森林鉄道に関連する遺構に焦点を当てて現状把握を行った。その結果、多くの遺構は保存状態が悪く、いずれは消滅してしまう状況にあることが明らかとなった。文化遺産の概念が神社仏閣や遺跡から産業遺産までも含むものへと拡張してきているこんにち、伐採跡地や人工林といった文化的景観と一体となって地域に残る林業遺産は、現行の保護地域制度では保護の対象とはなりにくいものの、人と森林との関係性の記憶を現在にとどめる文化遺産として、保護地域においても大きな意味を持っており、そうした遺産を積極的に保存していくこともまた、保護地域の役割として重要な意味を持っていると考えられる。

【キーワード】 保護地域、国立公園、林業遺産、森林鉄道、北海道

---

## はじめに

人間が地球上の隅々まで活動範囲を広げていった結果、人為的影響が全く加えられていない原生的自然環境というものはほとんど消滅し、自然性の高い自然環境や生態系もまた劣化や消滅の危機にさらされている。そのような中、2010年に愛知で開催された生物多様性条約第10回締約国会議では、生物多様性を含む自然環境保全のための保護地域の面積を全地球上の陸域で17%、海域で10%に広げることが目標に掲げた[環境省 n.d.]。では、こうした保護地域とは具体的にはどのようなものなのだろうか。

保護地域とは一般的に、自然環境や生態系の保護を目的に一定の地域を囲ったものである。保護地域には様々なものがあり、日本の場合、その多くは国や都道府県といった公的機関によって指定されている。そうした保護地域の中でも最も良く知られているものが、世界自然遺産や国立公園であろう。詳細は後述するが、その多くは世界や日本を代表する優れた自然環境を維持している地域である。こうした保護地域の中で中核的な制度とも言えるのが、国立公園を含む自然公園である。国土の約7割を占め森林国と言われている日本では、自然公園の中に多くの森林が含まれるが、そのすべてが自然性の高い天然林というわけではない。針葉樹の人工林に転換された森林や、良質な木材を手に入れるために奥地へと分け入り伐採された天然林も数多く含まれている。しかし、こうした森林への人為的な痕跡は、人と森林との関わりの存在を示す歴史と捉えることができる一方で、自然環境開発の破壊の歴史とも言える。では、保護地域におけるこうした森林開発の歴史は、現代においてどのように捉えるべきなのだろうか。

本論の第一の目的は、保護地域の中でも特に日本の国立公園に焦点を当て、そこでの森林開発が持つ現代的意味や「保護」概念についての再検討を行うことである。また、森林開発の歴史を示す痕跡や伐採に関連する様々な遺構も、多くが失われているものの一部ではまだ残っている。こうした林業に関する痕跡や遺構を、近年、林業遺産として保存しようとする動きが高まってきている。そこで、本論の第二の目的として、国立公園において繰り広げられたかつての森林開発の歴史と「保護」概念との関わりについて、保護地域内に残る林業遺産の事例を見ながら、その意義や課題を検討する。

本論の内容は以下のとおりである。まず、保護地域とは何なのかについて、世界的な視点を踏まえて明らかにするとともに、日本の中核的な保護地域である国立公園の現状について検討を行う。つぎに、林業遺産について、定義や実態について概観しつつ、北海道の国立公園を事例として取り上げ、そこでの森林開発の歴史や林業遺産の現状を検討する。最後に以上の分析を踏まえて、保護地域における林業遺産が持つ意義や課題について考察する。

## ①……………保護地域とは何か

### 1-1. 保護地域の種類

自然環境の保護を目的とした保護地域は、紀元前から存在したと言われるが、近代的な保護地域の歴史を考える上で忘れてはならないのが、1872年にアメリカで設立されたイエローストーン国立公園である。この国立公園は、アメリカ大陸西部イエローストーン地域に派遣された探検隊が、地域に広がる珍しい間欠泉などの火山現象や豊かな自然景観を目の当たりにし、未来永劫にこの自然を残すことを目的として設立されたものであり、世界で最初に指定された国立公園である。その後、国立公園を含む様々な保護地域を指定する動きが世界中に広まり、保護地域は現在、地球上の陸域の約13%を占める[IUCN 2003]。

世界中には、目的や呼称が異なる多様な保護地域が見られる。例えば、生物多様性の保全や優れた自然景観の保護を目的とした保護地域が世界中に存在するが、そこには様々なタイプが見られ、「国立公園」という名称の保護地域を見てもその状況は国によって異なっている。こうした現状から、自然保護に関する国際的な組織である国際自然保護連合(IUCN)は、多種多様な保護地域を便宜的に分類するための保護地域カテゴリーを作成している(表1)。

これによれば、人為的な影響を受けていない自然環境を保全対象としているのはI型のみであり、他のタイプでは何らかの人為的影響を受けた自然環境も対象としている。本論の冒頭でも述べたように、地球上には人為的な影響を受けていない自然環境などすでにほとんど存在しておらず、そのようなもののみを対象にしていたのでは保護地域を設定することは到底不可能である。一方で、IV型のように、むしろ人為的影響を積極的に加えることで保護を行うことを目的とした保護地域も存在するのである。

表 1 IUCNによる保護地域のカテゴリー

区分	名称	定義
I a 型	原生自然保護地域 (Strict Nature Reserve)	生物多様性や地形学的特徴を保護するために立ち入りが厳密に管理される地域
I b 型	原生地域 (Wilderness Area)	人為的改変をほとんど受けていない自然環境の保護を目的とする地域
II 型	国立公園 (National Park)	生態学的プロセスの保護を目的とした自然性の高い地域
III 型	自然記念物・地物 (Natural Monument or Feature)	特徴的な自然物の保護を目的とした地域
IV 型	生息地・種管理地域 (Habitat/Species Management Area)	人の手を加えることによる管理を目的とする保護地域
V 型	景観保護地域 (Protected Landscape/Seascape)	長年に渡る人と自然との相互作用が形成し特徴の保護を目的とする地域
VI 型	持続的自然資源管理保護地域 (Protected area with sustainable use of natural resources)	文化的価値や自然資源管理システムを通じて維持されてきた生態系や生息地の保護を目的とした地域

そこで、日本における保護地域に目を向け、「保護」が意味するものについてさらに詳しく見ていこう。日本には様々なタイプの保護地域が存在する。最も良く知られるところとしては、ユネスコの世界自然遺産がある。国レベルのものとしては環境省が設置する国立公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区、林野庁国有林が設置する保護林、文化庁が設置する天然記念物などがある。また、都道府県が設置する保護地域や市町村が設置するものもある。こうした中で、指定面積も大きく多様な自然環境を含んでおり、保護地域の中核的な制度として位置づけられるのが自然公園である。日本における自然公園の歴史は、1934年の瀬戸内海、雲仙、霧島の国立公園指定に始まる。自然公園は法律上、自然公園法によって規定された国立公園、国定公園および都道府県立自然公園の3つを指す。現在の自然公園の指定数は、国立公園が34ヵ所、国定公園が56ヵ所、都道府県立自然公園が311ヵ所であり、合計401ヵ所、総面積557万haであり、国土の14.7%を占める(2017年現在)。

自然公園を規定する自然公園法によれば、自然公園とは「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的」とするものと定められている。また、自然公園を指定する際の基準を定めた自然公園選定要領によれば、国立公園は「同一の風景型式中我が国の風景を代表すると共に、世界的にも誇り得る傑出した自然の風景」であり、国定公園は「国立公園の景観に準ずる傑出した自然の大風景」、都道府県立自然公園は「都道府県の風景を代表する傑出した自然の風景」とされており、国立公園が3つの自然公園の中でも最も傑出した自然の風景地を対象としている。

こうした日本の自然公園は、IUCNのカテゴリーのどれに該当するのであろうか。IUCNの最新のデータベースを見てみると、国立公園、国定公園にはⅡ型、Ⅴ型の両方に、都道府県立自然公園はⅤ型に分類されている[Protected Planet n.d.]。表1の中でⅡ型の名称は「国立公園」であるが、Ⅴ型は「景観保護地域」となっており、前者が「生態学的プロセスの保護を目的とした自然性の高い地域」が対象となっている一方、後者は「長年にわたる人と自然との相互作用が形成した特徴の保護を目的とする地域」となっている。この定義から分かるように、両者の最も大きな違いは、前者が自然性の高い地域の保護を目的としているのに対し、後者は人為的作用によって形成された地域の保護を目的としていることである。つまり、都道府県立自然公園はすべてが人為的な影響を受けた地域の保護を目的としているのに対し、国立公園、国定公園では自然性の高い地域とともに人為的影響を受けた地域も保護対象としているのである。その結果として、例えば屋久島国立公園には原生的な自然環境が多く含まれていることから世界自然遺産地域にも指定されており、国立公園が世界自然遺産地域を保全するための基盤となっている。一方、伊勢志摩国立公園や日光国立公園では、神社とともに背景の森林が作り出す文化的景観も保護対象として含まれている。

## 1-2. 保護地域における「保護」の変遷

上で見たように、国立公園が保護対象とする自然環境には大きく2つのタイプが存在している。ではなぜ、国立公園を含む自然公園では、こうした2つの異なる自然環境を保護対象として含んでいるのであろうか。最も容易に想像がつくのは、アメリカ大陸のように開拓から逃れた原生的な自然が残る地域ではⅡ型の国立公園が発達し、日本やヨーロッパのような古くから自然環境の改変が進んだ地

域ではV型の国立公園が発達したのではないかという推測である。事実、先ほどのIUCNのデータベースを見てみると、アメリカの国立公園はすべてII型に分類されている。そこで、ヨーロッパを対象に、自然公園における「保護」がどのような変遷を辿ってきたのかを見ていくことにしよう<sup>(1)</sup>。

ヨーロッパ最初の自然公園は、1909年スウェーデンで指定された国立公園である。この公園は人口密度の希薄な北欧にあっても特に密度が低い北部で指定されたものであり、いわばアメリカ型の原生自然の保護を主目的とする国立公園である。国立公園の指定はその後、スイス(1914年)、スペイン(1918年)、イタリア(1922年)と続くが、いずれも人為的影響の少ない自然地域の保護を目的としたものであった。一方、ドイツではこれらの国とは若干異なる性格の自然公園の設立をみた。1909年、自然保護公園協会という団体が組織され、1921年にリュネブルガー・ハイデ自然保護公園が設立された。この公園は自然公園として現在でも存在するが、その目的は原生自然の保護ではなく、伝統的な土地利用の下で成立している植生景観を保護することにあった。イギリスではさらに時代が下った1951年に最初の国立公園が設置されているが、そのすべてがIUCNのV型に相当する保護地域である。なお、ドイツにおける国立公園の指定は遅く、1970年に指定されたバイエリシャー・バルト国立公園が最初であるが、こちらは前述のように、原始的な自然の復元を目的に指定されたものである。

このように、当初はアメリカ型の原生自然の保護を目的とする国立公園の設立から始まったヨーロッパの保護地域指定であるが、その後ドイツの自然公園やイギリスの国立公園に代表されるような、人為的影響下にある自然地域を対象とした保護地域の指定が積極的に行われるようになる。1971年にはUNESCOのMAB(Man and Biosphere)計画によって、生物圏保存地域の設定が提案されている。これは、人間活動を排除した原生保護地域ではなく、人間の影響を前提とした人と環境の共生関係の上に成り立った自然の保護を目的とする保護地域の設定を国際レベルで進めようとするものであり、人為的影響を排除した核心地域(コアゾーン)と人為的影響を認めながら共存を図る周辺地域(バッファゾーン)に分けて管理することを提唱している。日本の国有林における森林生態系保護地域も、この考え方に基づくゾーニングを行っている。続く1972年には、国連人間環境会議(ストックホルム会議)が開催された。この会議では、各地で進行する公害や環境破壊が深刻になる中、歴史上初めて環境問題が国際舞台で議論された場となり、人と環境の共生の重要性が確認された。こうしたイベントもまた、人為的影響下にある自然地域を対象とした保護地域の拡充を大きく後押ししたのである。

人間環境会議から20年後の1992年、国連環境開発会議(地球サミット)が開催された。この会議では自然環境の保全と持続可能な発展が中心テーマとなり、これ以降、環境に関する様々な政策の局面で、「持続可能な発展」が重要な位置づけを与えられることになった。そうした中、保護地域政策も持続可能な発展という面から捉え直す機運が高まってきたのである。その一つの表れが、ドイツの自然公園に見られる。ドイツの自然公園は連邦自然保法によって、「持続的な環境にやさしい土地利用の実現をめざす。とくに、地域の持続的な発展を支援するのにふさわしい」地域であると規定されている[八巻 2012]。自然公園の指定対象となる地域の多くは条件不利地域であり、自然公園という制度が地域に受け入れられるためには、地域社会に貢献する制度である必要がある。そこで、自然環境の保全とともに農林業などの伝統的な土地利用の維持、およびそれによって作ら

れた美しい景観を活用しながら観光などによる条件不利地域の振興を図っていくことを目的に、地域の持続的発展という面も重視されているのである。

以上のように、ヨーロッパにおける保護地域政策はここ一世紀の間に、原生自然の保護を主体としたものから保護と利用の共存を目指す保護地域へと、その裾野を広げていくことになった。これは、保護すべき場所と利用する場所とを分けようとする分離(segregation)アプローチによる保護地域から、保護と利用の共存を図ろうとする統合(integration)アプローチによる保護地域への対象の拡大を意味する[Mose and Weixlbaumer 2007; 土屋 2008]。例えば、農林業などの伝統的な土地利用によって維持されてきた景観は文化的景観と呼ばれるが、文化的景観を保護するためには伝統的な土地利用の維持も同時に図る必要がある。分離アプローチによる保護地域の場合は、人為的行為の規制によって保護目的が達成されるのに対して、統合アプローチによる保護地域の場合は保護目的に合わせた人間側の積極的な介入によって、伝統的な土地利用を持続させることが時として必要になるからである。こうした人為の積極的介入による保護には、農林業などに関わる地域の関係主体の協力が不可欠であること言うまでもない。V型に属する自然公園が果たす役割に対する近年の世界的な関心の高まりとともに[IUCN 2005]、2006年に文化財保護法の改正により新たに重要文化的景観選定制度が設けられたこともまた、文化的景観に対する社会的な時流として位置づけられるだろう。

### 1-3. 保護地域と世界遺産の関係

上述のように、世界自然遺産は国立公園などの国内の保護地域制度によって保全管理が行われている。そこで、保護地域と世界遺産との関係について見ておこう。まず、世界遺産には自然遺産、文化遺産、複合遺産の3つのカテゴリーがある。自然遺産とは観賞上、学術上、保存上顕著な普遍的価値を有している地形や生物、景観などを含む地域、文化遺産は普遍的な価値を持つ記念工作物や建造物、遺跡、複合遺産はこの2つの要素を域内に持つものであり、その基準は表2のとおりである。この表からも分かるように、自然遺産は保護地域と類似する点が多く、実際、国内にある4カ所とも国立公園、国定公園、原生自然環境保全地域のいずれかに指定され保全管理されている。

一方、日光の社寺や富士山、熊野古道、宮島といった文化遺産も国立公園内にあるが、周囲の自然景観と一体となって顕著な文化的景観を形成していると言える。

保護地域と世界遺産との関係を模式的に示したのが図1である。世界自然遺産に登録されている地域は国内の保護地域制度によって保全管理を行うこととなっていることから、世界自然地域は必ず何らかの保護地域に指定されているが、それは自然環境の保全という点で保護地域と目的が一致するためである。一方、文化遺産の場合は必ずしも保護地域に指定されているわけではなく、文化財保護法による文化財の指定等によって守られている。しかし、上述のような周囲の自然景観と一体となって顕著な文化的景観を形作っている場合には、保護地域と重なるケースも見られる。

このように見ると、保護地域は世界自然遺産とともに世界文化遺産とも一定の関わりを持っていることが明らかとなってくる。では、世界文化遺産以外の文化遺産全般と保護地域との関係はどのように考えていったらいいのであろうか。特に、日本の保護地域には森林が多く含まれるため、森

林の利用や開発に関わる文化遺産が数多く見られる。そこで以下では、こうした森林・林業に関わる文化遺産と保護地域との関係について見ていくことにしよう。

表 2 世界遺産の分類

自然遺産	(1) 最上級の自然現象, 又は, 類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。 (2) 生命進化の記録や, 地形形成における重要な進行中の地質学的過程, あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった, 地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。 (3) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化, 発展において, 重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。 (4) 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など, 生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。
文化遺産	(5) 人間の創造的才能を表す傑作である。 (6) 建築, 科学技術, 記念碑, 都市計画, 景観設計の発展に重要な影響を与えた, ある期間にわたる価値感の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。 (7) 現存するか消滅しているかにかかわらず, ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在 (少なくとも希有な存在) である。 (8) 歴史上の重要な段階を物語る建築物, その集合体, 科学技術の集合体, あるいは景観を代表する顕著な見本である。 (9) あるひとつの文化 (または複数の文化) を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は, 人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である (特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの)。 (10) 顕著な普遍的価値を有する出来事 (行事), 生きた伝統, 思想, 信仰, 芸術的作品, あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある (この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)。
複合遺産	自然遺産と文化遺産の両方の基準を含むもの。

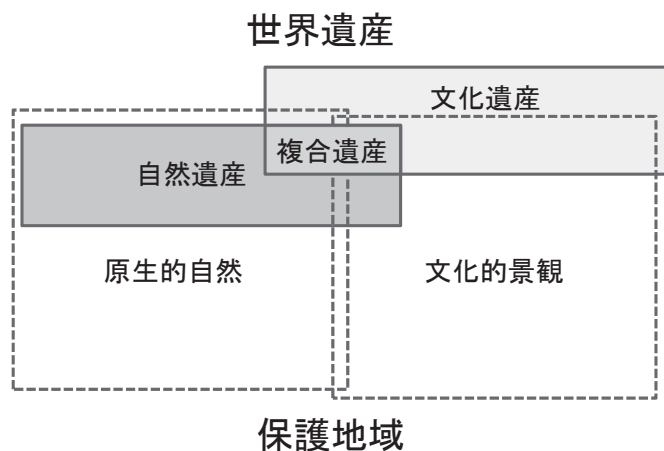


図 1 保護地域と世界遺産との関係

## ②……………森林開発と林業遺産

### 2-1. 林業遺産とは何か

文化遺産には神社仏閣や遺跡、文化的景観のほかに産業遺産が含まれる。産業遺産とは、鉱業や工業、農林水産業、商業、交通などに関連した遺産のことである。産業遺産の保存を目的として設立された国際的組織である国際産業遺産保存委員会 (International Committee for the Conservation of the Industrial Heritage) は、産業遺産を「歴史的、技術的、社会的、建築学的、科学的価値を持った産業文化に関する遺構」と定義しており、その中には「建物や機械、作業場、工場、製造所、鉱山、精錬所、倉庫、貯蔵所、エネルギー生産・転換施設、運輸、およびそれに関連するインフラ施設や、住宅、宗教、教育施設といった社会活動に関わる施設」が含まれる [TICCIH n.d.]。日本において産業遺産としてよく知られるものとしては、世界文化遺産にも指定されている島根県の石見銀山跡や群馬県の富岡製糸場、長崎県の軍艦島を含む明治日本の産業革命遺産などがある。こうした産業遺産に含まれるものとしては、他に国連食糧農業機関 (FAO) が選定する世界農業遺産や、その日本版として農林水産省が始めた日本農業遺産、公益社団法人土木学会が国内の歴史的土木構造物を選定する土木遺産、経済産業省が日本の近代化に貢献した産業遺産を選定する近代化産業遺産などがある。

さて、一般社団法人日本森林学会では林業遺産を選定する事業を2013年度より始めた [日本森林学会 n.d.]。日本森林学会が定める林業遺産に含まれるものは、「林業発展の歴史を示す景観、施設、跡地等、土地に結びついたものを中心に、体系的な技術、特徴的な道具類、古文書等の資料群」であり (表3)、2017年時点で23件が選定されている。これらの選定された遺産を見てみると、森林鉄道や発祥地といった我が国における近代的林業の発展に関わる施設や場所ばかりではなく、伝統的な林業を支えた技術や道具、およびそれに関連する文書や写真なども含まれている点が特徴的である。これは、研究者を中心として構成される学会が初めた制度であり、林業の発展に関わった

表3 日本森林学会による林業遺産の種類

林業景観	用材林、防災林、薪炭林、特用林産物生産林等の森林の利用に関する景観
林業発祥地	有名・独特な施業体系をもつ林業の発祥地
林業記念地	記念植樹、旧係争地等の森林利用に関するメルクマールの意味を持つ土地
林業跡地	施業跡地、土場・炭焼き等の利用跡地
搬出関連	森林軌道、林道、筏場、木馬道等。現存・跡地を含む
建造物	林業発展の歴史を示す建造物。現存・跡地を含む
技術体系	林産物加工技術、施業計画等
道具類	地域の林業発展を特徴づけるまとまった道具類
資料群	林業関連のまとまった古文書・近代資料、写真、映像等



遺構や資料について学術的な視点も含めて選定したいという意図があるからであろう。林業遺産の選定は開始されて間もないため、林業遺産が現在どのような状況に置かれているのかについて、その全体像がはっきりとはしていない。そこで以下では、原生林の本格的な開発が明治以降と比較的新しく、原生林の開発と保護のせめぎ合いが顕著であった北海道を事例として、林業遺産の現状について検討する。

## 2-2. 北海道における森林開発と林業遺産<sup>(2)</sup>

まず、北海道における森林開発と自然保護の歴史について簡単に見ておこう。北海道における大規模な森林開発は、明治期の北海道開拓によって始まった。明治政府による拓殖政策以降、北海道では森林面積が急速に減少し、1886(明治19)年に669万ヘクタールであったものが、1911(明治44)年には497万ヘクタールへと、25年で約26%も減少した。それらの多くは農地を造成するために焼き捨てられたものであったが、その一方で、原生林から木材を取り出すための伐採も盛んに行われた[石井 2002]。図1は国有林と御料林(後に国有林に統合)における森林伐採量の推移を示したものである。森林伐採量は第二次世界大戦があった1940年代から急激に増加し、1957(昭和33)年にはピークの900万立方メートルに達している。北海道における林業は、天然林から豊富な木材を次々と伐採することによって成り立った、採取的林業と呼ばれる形態を中心としていた。そのため、有用木がほとんど切り出されてしまい、現在の北海道の天然林では資源のほとんど枯渇してしまっている状況にある。

一方で、森林の開発を防ぐための手立てが何も講じられてこなかったわけではない。1877(明治10)年には北海道山林監護条例が定められ、禁伐林が設定されていった[俵 1979]。また、全国レベルでの政策として1897(明治30)年には保安林制度、1915(大正4)年には国有林保護林制度が制定されるなど、森林を保護するための制度が次々と創設されていった。さらに、1934(昭和9)年には国立公園制度が創設された。これは森林に限らず自然の風景地を広く保護するためのもので

表4 北海道における林業遺産候補地の種類別数

	森林学会認定	北海道資源DB	独自リスト
1 林業景観			5
2 林業発祥地	1		5
3 林業記念地			2
4 林業跡地			
5 搬出関連		6	2
6 建造物		2	1
7 技術体系			3
8 道具類			1
9 資料群			
10 その他			1
合計	1	8	20

あり、現在の自然保護制度の中核的なものとして位置づけられている。これによって日光や瀬戸内海と並んで北海道でも大雪山、阿寒が国立公園の指定を受けた。近年では知床の世界自然遺産への登録といったように、さまざまな森林保護の取り組みが進められるようになってきている。

さて、では林業遺産の現状はどのようになっているのだろうか。林業遺産に関する包括的な調査研究がこれまでに実施されたことがないため、その全体像は残念ながら把握されていない。そこで手始めとして、以下のような手順で林業遺産の現況把握を試みた。まず、北海道に存在する産業遺産についてリスト化されている北海道文化資源データベース(DB)から、林業遺産に関連する遺産を拾い上げた[北海道庁環境生活部文化・スポーツ局文化振課 n.d.]。つぎに、筆者が本論文執筆時点までに独自に把握した林業遺産としての価値を有する資源についてリスト化を行った。なお、資源の把握は、「北海道山林史」[北海道 1952]等の文献のほか、林業遺産に関する情報を有している人への聞き取りをもとにした。最後に、これらのリストを日本森林学会が作成している林業遺産分類に当てはめ整理した。

その結果、現時点で把握されたものとして、約30件の林業遺産候補地の存在が明らかとなった(表4)。これから分かることとして、まず北海道文化資源DBでは搬出関連、建造物の2類型のみが挙げられるにとどまり、他の分類群については紹介されていなかった。このことは、従来の産業遺産の評価尺度のみでは林業遺産を十分に選定することはできないことを意味していると考えられる。なお、搬出関連の5件はすべて森林鉄道関連であるが、森林鉄道については文献情報等が比較的多いため、ある程度体系的に全体像を把握することが可能と思われる。また、建造物の2件は製紙工場関連施設であり、これを林業遺産に含めるか否かについては議論が分かれるであろう。

一方、暫定的な独自リストでは、林業跡地や資料群といった分類の存在が確認できていない状況にある。北海道は本格的な開拓が始まってからの歴史が浅く、明治開拓期以前の古い遺産がそもそも少ない。また、木材が使用された構造物や林内に設けられた土場や炭窯等の遺構は、長年にわたる風雨や土砂浸食等の影響によって、その存在を確認することが困難であることから、地元の人々にも関心を持たれることが少なかったのではないと思われる。林業関係者等で当時を知る人が高齢となっていく中で、こうした人目に付きにくい遺産群に関する情報をどのように入手するかが課題となっていると言える。つぎに、北海道は森林に占める国有林の割合が高く、森林開発の中心は国有林の伐採にあった。しかし、国有林で森林開発の際に用いられた施設の多くは、使用後に撤去されてしまっているものが多く、現存しているものが少ない。

このような中、北海道における林業遺産を考える際には、必ずしも時代的に古いものばかりに価値を置くのではなく、本州とは異なる北海道という地域の独自性を念頭に置きながら、北海道林業発展の中で重要な意味を持つ対象を選定していくという視点が必要であろう。例えば、1954(昭和29)年に北海道を襲った洞爺丸台風は、道内の至る所で森林に甚大な被害を及ぼし、特に国立公園に含まれる石狩川上流域や支笏湖周辺では大量の風倒木を発生させた。その被害木を処理し、風倒被害が発生した森林を再生させるための努力が各地で試みられたが、そうしたものの中には、森林再生への取り組みの記憶をとどめるべき場所として価値を有するものが含まれるだろう。また、道東の別寒辺牛川流域には、明治期以降たびたび発生した山火事によって消失した大規模な無立木地に、1956(昭和31)年からカラマツを植林して森林を再生させたパイロット・フォレストと呼ばれる地域

がある。ここは、大面積の森林再生が試みられた場所として、北海道林業史の中でも重要な位置を占めていると考えられる。こうした、歴史的に必ずしも古いものではなくても、北海道林業史の重大な一頁の中でも特に重要な対象であれば、林業遺産としての価値を評価するという視点も必要であろう。また、十勝平野の田畑と、そこを縦横に走る耕地防風林が織りなす景観は、北海道を代表する景観となっているが、このような北海道を代表する文化的景観を構成する要素としての森林についても、林業遺産としての意味付け、価値づけを行っていくことが必要ではないだろうか。

さらに、アイヌの祭祀や開拓期の森林利用に関連する痕跡等についても、林業遺産としての価値を有するものがあると考えられた。こうした利用跡の多くは、明確な形で現在まで残っているものは少ないが、例えば、平取町には現在でも多くのアイヌが居住しており、森林利用に関係する伝統行事が現在まで引き継がれている。また、森林を含む周囲の町内に広がる景観は、明治開拓の影響を色濃く残していることから、「アイヌの伝統と近代の開拓による沙流川流域の文化的景観」として文化庁の重要文化的景観に指定されている。こうした北海道に特有の歴史と関わる森林利用の林業遺産の価値について、評価のあり方を考えていく必要がある。

一方、比較的、遺構や資料の保存、発掘が進んでいるものとしては森林鉄道があげられる。森林鉄道については、鉄道愛好家による廃線跡の現況踏査記録が書籍等として複数刊行されているほか、遠軽市丸瀬布町にある市営の森林公園では当時の森林鉄道で使用された蒸気機関車が、日本では唯一、動態保存されている。そこで以下では、森林鉄道に焦点を当てて記述していくことにしたい。北海道の森林鉄道は1968(昭和43)年に全ての路線が廃止され、現在ではその使命をトラック輸送に譲っているが、森林から伐採された大量の木材を運び出すための動脈として、北海道林業の発展期を支えてきたのである。森林鉄道は廃止から50年以上が経ち、遺構の多くが森の中に埋もれようとしているが、かつての森林開発の歴史を後世に伝えるものとして、これらの遺構は文化財としての価値を有していると考えられる。そうした森林鉄道がたどった歴史と、森林鉄道遺構の現状について紹介しよう。なお、日本森林学会が選定する林業遺産では、木曾森林鉄道と四国いの町の森林軌道跡が認定されている。

### 2-3. 北海道における森林鉄道の歩み<sup>(3)</sup>

森林鉄道が整備される以前の、動力機関が発達していなかった頃の木材の搬出は、馬や川を用いた流送によるものが一般的であった。しかし、森林の伐採が奥地へと進むにつれて、伐採された木材を効率的に搬出するための手段が必要になった。そうした搬出手段として全国各地で建設が進められていったのが、森林鉄道である。現在、伐採された木材の搬出は林道を使ったトラックによるものが主流であるが、トラックの性能や林道の整備がまだ十分ではなかった当時、森林鉄道は大量の木材を搬出するのにもっとも適した手段だったのである。

図2は、北海道国有林における森林鉄道の総延長を示したものである。第二次世界大戦が始まった1940年代から1950年代前半にかけて総延長は1,000kmを越えピークを迎えているが、この時代は森林伐採量が急激に伸びた時代でもある。図3は北海道における国有林と御料林(後に国有林に統合)における森林伐採量の推移を見たものであるが、森林伐採量は第二次世界大戦があった

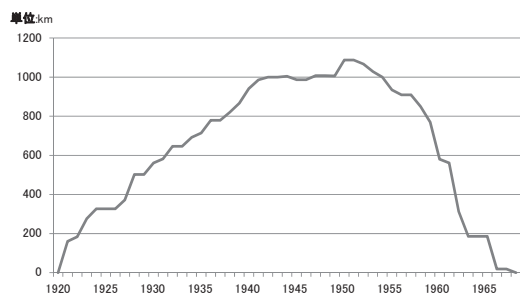


図2 北海道国有林における森林鉄道総延長  
資料) 北海道の森林鉄道, 北海道の文化74, 2002

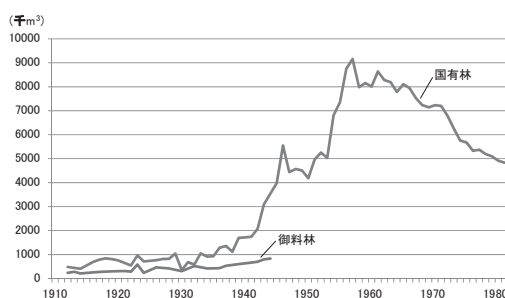


図3 北海道国有林における森林伐採量の推移  
資料) 『北海道山林史』, 『北海道山林史 戦後編』

1940年代から急激に増加し、1957年にはピークの9,000万 $m^3$ に達している。森林鉄道総延長の伸びは森林伐採量の伸びとちょうど重なっており、森林鉄道が北海道林業の発展を牽引してきたことが分かる。

さて、1954(昭和29)年には洞爺丸台風が青函連絡船洞爺丸を襲い、1,100人以上もの犠牲を被ったが、北海道の森林にも甚大な被害を及ぼした。この台風によって、当時の約3年分の伐採量に相当する2,600万 $m^3$ もの風倒木被害が発生したのである。しかし、この台風以降、森林搬出の担い手が森林鉄道からトラックへと取って代わられたことにより、森林鉄道の廃止が急速に進み、1968(昭和43)年には最後の森林鉄道が北海道から姿を消した。その理由として、洞爺丸台風の被害によって大量に発生した風倒木を搬出するためには森林鉄道の輸送力がすでに限界にきており、さらなる輸送力増強には線路の複線化などの新たな投資が必要であったこと、また、その頃、性能が向上してきていたトラックによって、林道を用いて直接現地まで乗り入れて搬出した方が、効率、経済の両面で有利であるとされたことが挙げられる〔河野 2002〕。

### ③……………国立公園と森林鉄道

時代が下がるとともに、森林開発の手はさらに奥地の原生林へと及ぶようになってきた。ここでは、支笏洞爺国立公園、大雪山国立公園内に広がる天然林伐採を目的として敷設された森林鉄道を事例として、遺構の現状を紹介しよう。

#### 3-1. 支笏洞爺国立公園

##### 1) 王子製紙苦小牧工場専用鉄道<sup>(4)</sup>

支笏洞爺国立公園は1949(昭和24)年に指定された、面積99,473haの国立公園である。公園内には支笏湖をはじめとして、洞爺湖、倶多楽湖といった湖沼のほか、今でも活発に活動する樽前山や珠山といった活火山や、登別、定山溪といった温泉地を含む道央有数の観光地を含む公園である。王子製紙苦小牧工場専用鉄道は、苦小牧と国立公園内の支笏湖畔とを結ぶ森林鉄道である。北海道に豊富に存在した製紙原料となる森林資源を目当てにした王子製紙は、明治の終わりに苦小牧に進出した。パルプ原料として目を付けられたのが、鶴川、沙流川流域のほか支笏湖周辺に広がる



写真 1 現在の山線鉄橋

森林であった。それらの森林で伐採された原木を苦小牧工場へ搬入するために敷設された森林鉄道が、苦小牧と鷓川を結ぶ苦小牧軽便鉄道と、それに連絡して静内へと至る日高拓殖鉄道、さらに同線から分岐して平取へ至る沙流軌道に加えて、王子製紙専用鉄道(通称、山線)である。路線は苦小牧にある工場内の貯木場を起点として、途中、支笏湖の手前で分岐し、湖畔および千歳川に建造された第四発電所まで総延長 39.4km に及んでいた[河野 2002]。本鉄道が敷設されたのは 1908(明治 41)年であったが、開通当初は発電所建設のための資材運搬に使われた。1910(明治 43)年に苦小牧の製紙工場が稼働した後は、支笏湖周辺から切り出された木材輸送にも使われるようになった。支笏湖は国立公園の指定以前から風光明媚な観光地として知られていたため、1922(大正 11)年からは一般乗客も載せるようになり、支笏湖への観光客を輸送する手段としても森林鉄道は活躍した。この鉄道は「山線」と呼ばれて親しまれ、戦前は支笏湖への唯一のアプローチとして利用されたが、1951(昭和 26)年に廃止された。

現在、廃線跡のかなりの部分が苦小牧から支笏湖を経て千歳市へと至るサイクリングロードとして活用されている。また、支笏湖畔には当時使用された鉄橋が「山線鉄橋」として残されており、当時の状況を偲ぶことができる。この鉄橋は千歳市の文化財に指定されており、産業遺産の一部として支笏湖畔の景観の一部となっている(写真 1)。道内に現存する森林鉄道関連遺構としては、規模、保存状態ともに、もっとも価値の高いものの一つであると思われる。なお、湖を挟んで支笏湖畔地区の反対側に位置する美笛地区<sup>びふえ</sup>には千歳鉦山が操業し、鉦山から湖畔まで鉦山鉄道が敷設されていたが、現在では鉦山は閉山され鉄道も廃止され、当時の痕跡はほとんど残っていない。

## 2) 定山溪森林鉄道<sup>(5)</sup>

札幌市の中心部から、札幌の奥座敷と呼ばれた道央でも有数の温泉として知られる定山溪温泉まで、定山溪鉄道が走っていた。その終点駅である定山溪駅と接するように、定山溪営林署の貯木場があった。この貯木場を起点として、豊平川上流<sup>とよひら</sup>を遡り奥定山溪から伐り出された木材搬出を行うことを目的に敷設されたのが本森林鉄道である。1938(昭和 13)年から建設が始められ、1954(昭和 29)年には総延長距離が 8,376m に達した[西 2001]。しかし、豊平峡ダム<sup>ほうへい</sup>の建設によって森林鉄道はダムの湖面に沈むことが決まり、1968(昭和 43)年に廃止された。ダムの竣工とともに路線



写真2 トンネルと説明板



写真3 橋脚跡

の大半がダムの中に沈んでしまったものの、豊平峡ダムへと至る路盤の一部は遊歩道として利用されていたが、現在は通行禁止になっている。また、貯木場跡地も現在は更地となってしまっている。一方、車道へと転用された路盤の一部をよく観察すれば当時の状況のある程度は偲ぶことができるものの、ここに森林鉄道が走っていたことを示す標識等は一切なく、痕跡を探すのははや容易ではない。

## 3-2. 大雪山国立公園

### 1) 十勝上川森林鉄道<sup>(6)</sup>

大雪山国立公園は1934(昭和9)年に指定された、最も古い国立公園の一つである。面積は226,764haであり、公園の中央には標高2,000m前後の大規模な高山植生帯が広がる、日本でも有数の原始性の高い公園である。十勝上川森林鉄道は、公園西部に位置する、新得町北部トムラウシ地区周辺の森林開発を目的に敷設された。1950(昭和25)年に5,510mが新設され、8年後の1958(昭和33)年には総延長が66,928mに達した。全線廃止となったのは1965(昭和40)年であり、北海道における森林鉄道の晩年期になって建設され活躍した森林鉄道である。この鉄道が敷設された周辺は、公園内でも比較的標高の低い森林地帯が広がっていることから、森林伐採の対象となってしまったことは想像に難くない。森林鉄道が活躍していた当時は、沿線とむらうしに富村牛をはじめいくつかの林業集落があったが、林業が衰退した現在では過疎化が進み、酪農を営む農家がまばらに見られる程度である。森林鉄道が撤去された現在では舗装道路が整備され、日本百名山の一つであるトムラウシ山への登山客やその懐にある秘湯へ向かう観光客が道路を行き交うのみとなってしまった。

本鉄道の廃止は他の森林鉄道と比べれば比較的新しい。とはいえ、廃止からすでに約50年が経過してしまっている。現存する森林鉄道関連遺構としては、森林鉄道の起点となっていたくったり屈足地区にあった搬出された木材を集積する土場跡に、当時使用されていた木造施設が残されている。また、途中には森林鉄道には珍しいトンネルがあり、トンネル跡には地元新得町の教育委員会が説明版を設置し、森林鉄道の遺構であることが分かるようになっている(写真2)。上流へと遡り公園区域に入ると、ダム湖沿いの原野に軌道跡が確認できるほか、橋脚等もいくつか残されている(写真3)。しかし全体として遺構群が積極的に保存されている状況にはないため、時間の経過とともに消滅していく運命にあることが危惧される。

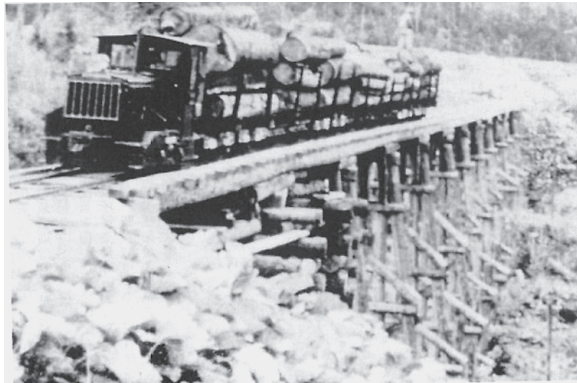


写真4 音更森林鉄道の木材列車

「十勝三股物語」より転載

2) <sup>おとふけ (7)</sup>音更森林鉄道

上士幌町北部に位置する十勝三股地区は、周囲を山に囲まれた標高 650m の盆地にある。峠の国道から盆地を眺めると一面鬱蒼とした森林地帯が見渡せるが、過去には盆地内に広がっていた豊富な森林を伐採するために大規模な林業集落が形成され、最盛期には 1,450人が居住していたという。林業が衰退した現在では急激な過疎化が進行し、2戸が居住するのみとなってしまった。十勝三股では 1938(昭和 13)年から、馬鉄による運材が開始された。翌年には、木材の搬出を目的として、国鉄士幌線が十勝三股まで開通した。1944(昭和 19)年には、馬鉄が森林鉄道に格上げされ、1946(昭和 21)年には総延長 7,400m に達した(写真 4)[上士幌町地域の宝さがしの会 2007]。1954(昭和 29)年、北海道を襲った洞爺丸台風は十勝三股地区にも甚大な風倒木被害をもたらした。本地区を含む上士幌営林署音更経営区における台風被害の面積率は 8.1% に上り、帯広営林支局の平均 1.1% を大幅に上回る被害となった[よみがえった森記念事業実行委員会 1995]。この台風によって生じた風倒木を搬出するために森林鉄道が大いに活躍したのであるが、その後の森林鉄道からトラック輸送への方針転換によって、1958(昭和 33)年には 8,873m の全線が撤去された。

音更森林鉄道もまた廃止から 50 年以上が経過し、鉄橋等の大規模な構造物がなかったこともあっ



写真5 森林鉄道の修理工場

て、遺構らしきものはほとんど残っていないが、国鉄駅跡に隣接した場所では土場や線路跡が確認できるほか、木造の森林鉄道修理工場が辛うじて保存されている(写真5)。今では、この修理工場を現在保有する環境省が保存へ向けての調査を始めているが、かつてはこの工場を含む鉄道施設の撤去か保全かをめぐって、ちょっとした問題が発生した。国鉄士幌線廃止後の1993年(平成7)年、国鉄清算事業団から線路跡地の移管を受けた環境省は、駅周辺での自然体験施設の整備を目的に、駅舎を解体し更地にした。それに対して、地元自然保護団体が施設整備に強く反対したために、事業は一部の施設を整備しただけで中断してしまった。一方、十勝三股地区の産業遺産としての価値を重視する北海道産業考古学会は、辛うじて撤去を逃れた修理工場の保存を環境省に要請した。環境省は当初、自然体験施設の整備に前向きな姿勢を貫き、修理工場の保存には消極的であったものの、北海道産業考古学会からの熱心な要請により産業遺産としての保存にも理解を示すようになり、工場の撤去はひとまず回避された。しかしそれは、あくまで消極的な意味での保存であり、老朽化した施設が積雪によっていずれ倒壊してしまう危険性がある。

その一方、十勝三股から南方方面の糠平へと至る国鉄廃線跡沿いに残されたコンクリートアーチ橋群は産業遺産としての価値が認められ、保存の取り組みが行われている。また、廃線跡を自然歩道やトロッコ遊戯施設として活用したり、廃線跡の紹介が博物展示施設で行われるなど、国鉄廃線跡を保存する活動に地域は熱心に取り組んでいる。このように、産業遺産としての鉄道廃線跡の保存と活用に対して地域の関心は決して低いわけではなく、むしろ積極的に取り組んでいる姿勢がうかがえる。しかしながら、森林鉄道関連遺構の保存に関しては、まだ十分な取り組みが進められていない状況にある。これは、国鉄廃止線と比べて遺構が少ないことや、廃線からかなりの年月が経過してしまい、その歴史的価値が十分に認識されていないことなどが大きく関わっているものと思われる。そうした中、上述の森林鉄道修理工場は、北海道産業考古学会の熱心な働きかけによって解体を免れたものである[武田 2002]。しかし、その価値については地元も含めてまだ十分には理解が得られていない状況にあることから、遺産としての価値を人々にどのように認識してもらい、保存につなげていくかが課題となっている。また、十勝三股地区は自然景観が優れているだけに自然の回復や自然体験の場としての活用への期待も高い。原生的な自然の復元、利用と文化財としての産業遺産の保存との両立についても考えていかねばならない。

## まとめ

以上、見てきたように、林業遺産は人と森林との関係性の記憶を現在にとどめる文化遺産であり、保護地域の自然環境が辿った歴史を跡付ける重要な証拠である。現行の保護地域制度では林業遺産は保護の対象とはなりにくいものの、こうした点で保護地域においても大きな意味を持っていると言えるだろう。もともと自然公園は、自然景観のみならず人為によって作り出された文化的景観を保護の対象とするものである。一般的に文化的景観が主に想定するものは、町並みや神社仏閣と一体となって作り出された風景や、伝統的な農林漁業等によって作り出される景観であるが、伐採跡地や人工林といったものの中にも文化遺産としての価値を有するとともに、保護地域として重要な意味を持つものもあるだろう。さらに、そうした森林景観の形成に関わった林業技術や施設などの



林業遺産の中には、森林景観と一体となって文化遺産としての価値を有しているものもあるに違いない。文化遺産の概念が神社仏閣や遺跡から産業遺産までも含むものへと拡張してきているこんにちでは、自然公園においてそうした遺産を積極的に保存していくこともまた、保護地域の役割として重要な意味を持っているのではないだろうか。

日本の保護地域は、土地所有に関わりなく地域指定を行う地域制を採用している。さまざまな産業との調整の上に成立しているのが、地域制の保護地域である。そうしたかつての人と自然との関係性の歴史を将来へ伝えるために、また環境学習の場として活用していくためには、そうした「文化性」についても注意を払っていくことが重要である。しかし、多くの林業遺産は森林に埋もれその痕跡が失われようとしている。林業遺産を後世まで残していくのは容易なことではなく、その多くがいずれ消え去ってしまう運命にあるのかもしれない。そうした林業遺産の保存を図っていくためには、地域の人々の関心を少しでも高めつつ、遺産の記憶をつないでゆく努力を進めていくことが何より大切である。王子製紙苫小牧工場専用鉄道のように、山線鉄橋跡として親しまれていたり、線路跡がサイクリングロードとして活用されている事例が多少は見られるものの、そうした例は少ない。保護地域における新たな「保護」のあり方として、鉱山跡地等も含めた産業遺産を、地域の歴史性も考慮に入れながらどのように保存し活用していくかが問われているように思われる。

## 註

- (1)——以下の記述は、畠山ほか [2012] をもとに加筆修正を加えたものである。
- (2)——以下の記述は、八巻一成 [2014] をもとに、新たな分析や考察を追加したものである。
- (3)——詳細は、河野 [2002]、矢部 [2018]、山田 [2003, 2004] を参照。
- (4)——俵 [1988]、西 [2001] p. 98 を参照。
- (5)——概要については、久保 [2018] pp. 228-232、森井 [1970]、西 [2001] pp. 22-23 を参照。
- (6)——詳細は、小林 [2012] pp. 214-244、帯広営林局 [1966] を参照。
- (7)——詳細は、上士幌町地域の宝さがしの会 [2007]、小林 [2012] pp. 203-214、帯広営林局 [1966] を参照。

## 文献

- 環境省. n.d. 「生物多様性条約愛知目標」.  
[http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/aichi\\_targets/index\\_03.html](http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/aichi_targets/index_03.html)  
 (データ取得：2017年11月22日)
- Protected planet, n.d. 「United Nation List of Protected Areas 2014」, 『<http://blog.protectedplanet.net/post/102481051829/2014-united-nations-list-of-protected-areas>』 (データ取得：2017年11月20日)
- TICCIH, n.d. 「The Nizhny Tagil Charter for the Industrial Heritage」, 『<http://ticcih.org/about/charter/>』 (データ取得：2017年11月17日)
- 日本森林学会, n.d. 「林業遺産」, 『<http://www.forestry.jp/activity/forestrylegacy/>』 (データ取得：2017年12月5日)
- 北海道環境生活部文化・スポーツ局文化振課, n.d. 「北海道文化資源データベース」, 『<http://www.northerncross.co.jp/bunkashigen/>』 (データ取得：2017年12月5日)
- 畠山武道・土屋俊幸・八巻一成 (編著). 2012. 「イギリス国立公園の現状と未来—進化する自然公園制度の確立に向けて」, 北海道大学出版会, 426 pp.
- 北海道. 1952. 『北海道山林史』, 1095 pp.
- 石井 寛. 2002. 「林業」, 『北海道産業史 (大沼盛男編)』, 北大図書刊行会, pp.113-133

- 
- IUCN . 2003. 2003 United Nations List of Protected Area, Gland, Switzerland and Cambridge, UK: 21pp.
- IUCN . 2005. The Protected Landscape Approach: Linking Nature, Culture and Community, Cambridge, UK, 270pp.
- 上士幌町地域の宝さがしの会. 2007. 『十勝三股物語』, 85pp.
- 河野哲也. 2002. 「北海道の森林鉄道 その成立と発展」『北海道の文化』, 74, pp. 2-14.
- 小林 實. 2012. 『十勝の森林鉄道』, 森林舎, 301pp.
- 久保ヒデキ. 2018. 『定山溪鉄道』, 北海道新聞社, 327pp.
- 森井知孝. 1970. 「森林鉄道の一生13 - 定山溪森林鉄道」, 『さっぽろ林友』, 156, pp. 76-82.
- Mose, I. and Weixlbaumer, N. 2007. A new paradigm for protected areas in Europe? *in* Protected areas and regional development in Europe, Mose, I. eds., Ashgate Publishing, pp. 3-19.
- 西 裕之. 2001. 『全国森林鉄道』, JTB, 128pp.
- 帯広管林局. 1966. 『森林鉄道』, 65pp.
- 武田 泉. 2002. 「十勝三股の価値は自然にだけで産業遺産としてはいいのか—環境省「ふれあい自然塾」構想を端緒とする地元協議とその方向性」, 『北海道の文化』, 74, pp. 37-45.
- 俵 浩三. 1979. 「北海道の自然保護—その歴史と思想—」, 北大図書刊行会, 308pp.
- 俵 浩三. 1988. 「支笏湖の歴史」, 『支笏洞爺国立公園 支笏湖 新・美しい自然公園4』, 自然公園美化管理財団, pp. 33-36.
- 土屋俊幸. 2008. 「地域制自然公園の再評価と『提言』—欧米諸国の事例から—」, 『国立公園』, 662, pp. 5-8
- 矢部三雄. 2018. 「北海道国有林の森林鉄道の開設経緯と経営方針の転換に関する研究」, 『林業経済研究』, 70 (10), pp. 2-16.
- 山田大隆. 2003. 「北海道の森林事業史と森林鉄道史 (一)」, 『北海道の文化』, pp. 89-107.
- 山田大隆. 2004. 「北海道の森林事業史と森林鉄道史 (二)」, 『北海道の文化』, pp. 77-94.
- 八巻一成. 2014. 「北海道における森林の開発・保護と森林鉄道関連遺構」, 『歴博』, pp. 182, 7-11.
- 八巻一成. 2012. 「ドイツの自然公園地域」, 『イギリス国立公園の現状と未来—進化する自然公園制度の確立に向けて』, pp. 311-337, 北海道大学出版会.
- よみがえった森記念事業実行委員会. 1995. 『森林復興の奇跡 洞爺丸台風から四〇年』, 217pp.

(国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所, 国立歴史民俗博物館共同研究員)

(2017年12月12日受付, 2018年3月30日審査終了)

---

## **Forest Development and Forestry Heritage in Protected Areas: Its Meaning, Present State and Issue of Preservation**

YAMAKI Kazushige

This study clarified the modern meaning of forest development, which was previously implemented in protected areas, by examining the concept of “protection” and investigating forestry heritage that remains in protected areas. First, the author examined the present state of Japan’s national parks, the core protected area category in Japan, based on “protection” from the global perspective. Second, the author reviewed historical forest development, investigated forestry heritage’s present state in Hokkaido’s national parks as examples, and examined the meaning and issue of preserving forestry heritage. Results showed that Japan’s national parks were intended to be designated “highly natural areas to protect the ecological process” and “areas to protect characteristic features formed by long-term interaction between man and nature”; the former is aimed at protecting the wild natural environment, while the latter is aimed at protecting cultural landscapes. Previously, large-scale forest development was implemented in national parks, and therefore, forest landscapes resulting from such development are characterized as cultural landscapes, which have value as cultural heritage; moreover, remains of forestry facilities used for past forest development have value as forestry heritage. Therefore, the author investigated the present state of the remains of forestry railroads as examples of forestry heritage in Shikotsu Toya and Daisetsuzan National Parks in Hokkaido. Most remains were found in a poor state of preservation and so will disappear in the future. Because the range of cultural heritage is now spreading from shrines, temples, and archaeological ruins to industrial heritage, the forestry heritage that remains, together with cut-over areas and planted forests in protected areas, has significance as cultural heritage. However, preserving forestry heritage under the present protected area system is difficult. Because forestry heritage upholds the memory of the relationship between man and nature, preserving such heritage proactively plays an important role in protected areas.

Key words: protected area, national park, forestry heritage, forest railroad, Hokkaido